飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第１（第１条関係）	別表第１（第１条関係）
１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準	１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準
⑴　飼料一般の成分規格	⑴　飼料一般の成分規格
ア～テ　（略）	ア～テ　（略）
ト　安息香酸の飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中の含有量は、安息香酸として0.5％以下でなければならない。	（新設）
⑵　飼料一般の製造の方法の基準	⑵　飼料一般の製造の方法の基準
ア～ニ　（略）	ア～ニ　（略）
ヌ　安息香酸は、体重がおおむね70kg以内の豚（種豚育成中のものを除く。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。	（新設）
⑶・⑷　（略）	⑶・⑷　（略）
⑸　飼料一般の表示の基準	⑸　飼料一般の表示の基準
ア　（略）	ア　（略）
イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。	イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。
㋐～㋓　（略）	㋐～㋓　（略）
㋔　⑴のウに掲げる表、⑴のキの㋐、ケの㋐及びコの㋐、⑵のエからカまで、⑵のキに掲げる表並びに⑵のケ及びサからヌまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等	㋔　⑴のウに掲げる表、⑴のキの㋐、ケの㋐及びコの㋐、⑵のエからカまで、⑵のキに掲げる表並びに⑵のケ及びサからニまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等
㋕～㋘　（略）	㋕～㋘　（略）
ウ　（略）	ウ　（略）
２～６　（略）	２～６　（略）
別表第２（第２条関係）	別表第２（第２条関係）
１～６　（略）	１～６　（略）
７　飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定	７　飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　試薬・試液	⑵　試薬・試液
（略）	（略）
亜鉛（標準試薬）～安息香酸（標準試薬）　（略）	亜鉛（標準試薬）～安息香酸（標準試薬）　（略）
安息香酸プロピル　$C_6H_5COOCH_2CH_2CH_3$　無色澄明の液体である。 含量　98.0％以上	（新設）
安息香酸プロピル・ジメチルホルムアミド試液　安息香酸プロピル1.0ｇ（0.95～1.04ｇ）にジメチルホルムアミドを加えて溶かし、100mLとする。	（新設）
安息香酸ベンジル　$C_6H_5COOCH_2C_6H_5$　〔日局〕	（新設）
アントロン～エタノール、希　（略）	アントロン～エタノール、希　（略）